委員会資料1

東京都新しい公共支援事業 第三者評価方法について

1 評価の考え方

【内閣府ガイドラインの評価に関する規定による各役割】 (新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン11(成果のとりまとめと公表) 12(評価の実施について))

モデル事業の実施主体、事業を委託された団体

事業終了後、事業に係る<u>実績報告書</u>を提出する。また、<u>自己評価(S~Dランク)を行い成果等報告書</u>を提出する。

東京都

事業に対する調査・基礎データ収集及び事業計画及び成果目標の達成状況等、事業成果のとりまとめ

運営委員会

上記 、 、 をもとに施策効果について検証するため、第三者評価を行う。

2 モデル事業の実施主体、事業を委託された団体の報告書等提出方法 実績報告書、 成果等報告書

モデル事業実施主体及び基盤整備事業受託事業者は、以下の方法で実績報告、自己評価(SからDランク)の結果を提出する。

モデル事業

- 1.モデル事業完了実績報告書(1.第9号様式、2.詳細な報告書)
- 2. 東京都新しい公共支援事業に関する報告書(第12号様式)及び第7回運営委員会で決定した「自己評価の方法」に基づき作成した自己評価シート (別紙1「自己評価について」、別紙2「自己評価シート」を参照。)

基盤整備事業

- 1.事業完了実績報告書(数値目標(集客数等)の達成状況、受講者のアンケート調査等に基づく満足度、受講団体の課題解決状況等を記載したもの)
- 2. 東京都新しい公共支援事業に関する報告書(事業全体を総評して、自己評価(SからDランク)したもの)

3 東京都のとりまとめ 調査・基礎データ収集

|モデル事業| ・・・全 38 事業者に対して事業実績についてヒアリングを行い、事業の進行過程、成果達成状況等の基礎データを収集する。

基盤整備事業 ・・・事業完了実績報告書及び検査実績等を基にして、事業者が企画提案時に示した数値目標の達成状況及び事業内容の評価・分析結果 をとりまとめる。